

平成 26 年度診療報酬改定要望事項

一般社団法人 日本病院薬剤師会

平成 25 年 8 月 26 日

このからの超高齢化社会においても、質の高い医療を維持し続けられる環境を整えていくために、チーム医療の実践による医療提供体制の構築や、急性期医療と慢性期医療の円滑な地域連携、がん医療や生活習慣病対策の充実、医療安全の推進、後発医薬品の使用促進などが求められている。

こうした状況の下で、薬物療法の質の向上・安全性の向上を目的として、薬剤師が様々な病棟業務に積極的に取り組んできたことが、平成24年度診療報酬改定において「病棟薬剤業務実施加算」の新設として評価された。

本会は、平成22年4月30日医政発0430第1号厚生労働省医政局長通知「医療スタッフの協働・連携によるチーム医療の推進について」で示された業務の充実を通してチーム医療の推進に貢献するため、「薬剤師の病棟業務の進め方」を示すなどその啓発に取り組んでいる。

各医療機関は、規模・機能に見合った形で薬剤師を配置し、病棟業務とそれを支える薬剤部門での業務を両輪とする実施体制の構築に努めているが、この取り組みをさらに加速させることが重要である。

薬剤師の業務が着実に展開し、安心・安全で質の高い医療の提供に向かってさらなる貢献をするために、平成26年度診療報酬改定において、下記の重点要望事項6項目、一般要望事項15項目を要望する。

一般社団法人 日本病院薬剤師会

目 次

● 重点要望事項

	ページ
1 病棟薬剤業務実施加算の算定対象の拡大	5
2 薬剤管理指導料「2」の対象薬剤の拡大	6
3 周術期患者への薬剤師の薬学的管理に対する評価	7
4 外来化学療法加算の増点	8
5 ハイリスク薬を服用する外来患者に対する薬学的管理と地域連携の評価	9
6 医薬品安全管理加算の新設	10

目 次

○ 一般要望事項

	ページ
1 後発医薬品使用体制加算の算定要件の見直し	11
2 放射性医薬品安全管理加算の新設	12
3 無菌製剤処理料「1」の対象の見直し	13
4 特定入院料算定病棟での薬剤管理指導料の出来高払いへの移行	14
5 PET検査における薬剤師の評価	15
6 特定薬剤治療管理料の算定要件の見直し	16
7 退院時共同指導における薬剤師の評価	17
8 院内感染防止対策における薬剤師の評価	18
9 外来緩和ケア管理料の増点	19
10 在宅患者訪問薬剤管理指導料の増点	20
11 透析予防指導における薬剤師の評価	21
12 集団薬剤管理指導料の新設	22
13 禁煙治療における薬剤師の評価	23
14 特定生物由来製品管理加算の新設	24
15 麻薬、向精神薬、覚せい剤原料又は毒薬調剤加算の増点	25

重点要望事項 1 病棟薬剤業務実施加算の算定対象の拡大

関連区分：入院基本料等加算（A 244）

- ・療養病棟入院基本料、精神病棟入院基本料の入院日から起算し5週目以降も算定対象とするよう要望する。
- ・障害者施設等入院基本料、有床診療所の入院基本料・療養病床入院基本料も算定対象とするよう要望する。

平成24年度診療報酬改定で新設された病棟薬剤業務実施加算は、療養病棟入院基本料及び精神病棟入院基本料への加算については、入院した日から起算して4週を限度として算定可能とされた。

しかしながら、一般病棟だけでなく療養病棟及び精神病棟においても、副作用モニタリングなど薬物療法の安全管理に薬剤師が継続的に関わることが重要であり、実際に、5週目以降も薬剤師による病棟業務が行われ、薬物療法の有効性、安全性の向上に取り組んでいる。

さらに、障害者施設等入院基本料や有床診療所の病棟においても、診療報酬上では評価されていない薬剤管理指導業務以外の病棟業務にも取り組んでいる。

重点要望事項2 薬剤管理指導料「2」の対象薬剤の拡大

関連区分：薬剤管理指導料（B008）

- ・薬剤管理指導料「2」の対象薬剤に、催眠鎮静薬及び血液凝固阻止剤の注射薬を追加するよう要望する。

現行の診療報酬において、薬剤管理指導料「2」は、ハイリスク薬（特に安全管理が必要な医薬品）が投薬又は注射されている患者に薬学的管理を行った場合に算定できることとなっている。

ハイリスク薬は、重篤な患者の場合に処方されることが多く、行うべき薬学的管理は広範にわたり、しかも緊急対応が求められることも多いことから、本会では、「ハイリスク薬に関する業務ガイドライン（Ver. 2.1）」を示し、実際の業務において、より積極的な薬学的管理に取り組むよう啓発を図っている。

本会の「ハイリスク薬に関する業務ガイドライン（Ver. 2.1）」では、薬剤管理指導料「2」の対象薬剤となっていない薬剤の中でも、催眠鎮静薬は、薬物依存や過量服薬の危険性や転倒・転落の要因にもなる可能性があること、血液凝固阻止剤の注射薬の場合、注意すべき事項が多く投与時に十分な観察が必要であることなどから、この2剤については、ハイリスク薬として位置づけており、薬学的管理を実施するにあたっては、特に注意すべき事項を列挙するなど、ハイリスク薬として適正使用を強く求めており、各医療機関で積極的に取り組んでいる。

重点要望事項3 周術期患者への薬剤師の薬学的管理に対する評価

関連区分：薬剤管理指導料（B008）

- ・周術期の患者に対して、集中的な薬学的管理を行った場合に、薬剤管理指導料の加算を新設するよう要望する。

近年、手術の高度化・複雑化に伴い、医師・薬剤師・看護師・臨床工学技士等が連携をして、周術期の患者管理に取り組むことが進められている。麻酔や手術に影響のある薬剤も多く、薬剤師には周術期の患者に対して緻密な薬物療法の安全管理をすることが期待されている。

手術を受ける患者に対して、手術前には、アレルギー歴、手術に影響のある薬剤及びサプリメントについて確認し、手術に影響がある薬剤について、手術日程に合わせた休薬・再開などのスケジュールを作成する。また、手術後には、手術中に使用した薬剤の副作用モニタリングや、手術後に再開や新規で投薬された薬剤の薬学的管理、術後合併症・感染予防を含めたモニタリングを実施するなど、周術期の患者に対する薬学的管理に積極的に取り組んでいる。また、手術前から手術後まで切れ目なく継続的な薬学的管理を行うために、手術室へ薬剤師を配置し、手術室担当の薬剤師と周術期の患者を担当する薬剤師が、情報を共有し連携を図ることも重要である。

重点要望事項4 外来化学療法加算の増点

関連区分：第6部注射 通則6

- ・入院中の患者以外の悪性腫瘍の患者に対して、常勤の薬剤師が、服薬指導・薬学的管理を実施した場合の評価を、外来化学療法加算に追加するよう要望する。

近年、外来化学療法は急激に増加しており、業務の充実が望まれている。外来化学療法を受けている患者に対する薬学的管理は、厚生労働省医政局長通知「医療スタッフの協働・連携によるチーム医療の推進について（平成22年4月30日医政発0430第1号）」においても、薬剤師が積極的に取り組むべき業務として示されている。

外来化学療法を受ける患者に対して、医師による治療方針等の説明後に、薬剤師が、抗がん薬による治療のスケジュール・有効性・副作用等を詳細に説明してインフォームドコンセントを実施する。さらに、抗がん薬を投与している間に、患者の副作用症状をモニターし、多様な副作用を早期発見するよう努め、必要に応じて、副作用の軽減のため適切な支持療法の提案をする。帰宅後に起こる可能性のある遅延性副作用の症状や発生時の対応等を患者に説明し、相談に応じるなどの取り組みが行われている。これらの業務は、患者の苦痛や不安を軽減し、安全な外来化学療法を推進していくために非常に重要である。

重点要望事項5 ハイリスク薬を服用する外来患者に対する薬学的管理と地域連携の評価

関連区分：新設

- ・ハイリスク薬を服用している外来患者に対して、薬剤の服用等に関する指導や薬学的管理を行った場合の評価をするよう要望する。
- ・医療機関の薬剤師が、保険薬局の薬剤師に当該患者の服薬指導や薬学的管理上有用となる情報を提供した場合の評価をするよう要望する。

ハイリスク薬（特に安全管理が必要な医薬品）を服用している患者に対しては、入院外来問わず、患者の病態及び服薬状況を把握した上で、副作用の早期発見、重篤化防止のための継続的な服薬指導や薬学的管理を行うことが重要である。

外来化学療法の普及に伴い、経口投与の抗がん薬が院外処方せんとして多く発行されるようになった。そのため、外来患者の状態の把握や服薬指導及びコンプライアンスの維持、副作用の早期発見など、薬物療法の有効性、安全性の向上を図るために、医療機関と保険薬局との間で情報共有に対する取り組みが行われている。

医療機関の薬剤師と保険薬局の薬剤師とが、当該患者に対する調剤上の留意すべき点、服薬状況、服薬指導上で注意すべき事項、薬学的管理上有用となる情報を共有し連携を図り、充実した薬学的管理に寄与することは有意義である。

重点要望事項6 医薬品安全管理加算の新設

関連区分：入院基本料等加算

- ・医薬品の安全使用のための責任者（医薬品安全管理責任者）として薬剤師を専従配置している場合の加算を新設するよう要望する。

医薬品の安全使用は極めて重要な問題であり、第5次医療法の改正により病院等の管理者に対して医薬品の安全使用のための責任者の配置が義務づけられた。医薬品安全管理責任者の業務は、医薬品の安全使用のための業務手順書の作成、従業者に対する医薬品の安全使用のための研修の実施、医薬品の業務手順書に基づく業務の実施、医薬品の安全使用のために必要となる情報の収集、その他医薬品の安全確保を目的とした改善の方策を実施することとされた。

医薬品の安全使用に万全を期すために常勤薬剤師を専従の医薬品安全管理責任者として配置することで、医薬品安全管理体制が充実するとともに組織的な医薬品安全管理体制構築が可能となる。